

議 事 日 程

平成24年4月27日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第3号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 専第4号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第12号）
- 専第5号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）
- 専第6号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第39号 東白川村研修館設置条例について
- 日程第5 議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第41号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第42号 和解について
- 日程第8 発議第1号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- （日程追加）
- 日程第9 議長辞職の件
- 日程第10 副議長辞職の件
- 日程第11 常任委員会委員の選任の件
- 日程第12 議会運営委員会委員の選任の件

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩

国保診療所
事務局 局長 安江 宏

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記 今井 修輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成24年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求めます。平成24年4月27日提出、東白川村長。

記1. 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。2. 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第12号）。3. 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。4. 東白川村税条例の一部を改正する条例について。5. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

1枚めくっていただきまして、まず専第3号。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成24年3月30日、東白川村長。

1. 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてということで、次の別冊で新旧対照表が配られたと思いますけれども、そのこの1ページのほうに、給与に関する条例の一部を改正する条例が出ております。改正前のところをちょっと見ていただきますと、規定により給与が減ぜられて支給されている職員にあってはというところを、もっと規則の明文化をしたものです。条例の平成18年条例附則の給料表に切りかえる経過措置ということで、この7項を改正するものです。

平成18年に給与の構造の改革が行われまして、経過措置がされてきました。その対象者は、従来の給料の100分の91.1などとなっております。それを、平成25年4月1日にはそれは廃止されるわけですが、その対象となります職員のところの明文化したものでございます。24年の3月21日に県のほうから準則が届きまして、今回、条例改正をするものでございます。

附則のところ、この条例は公布の日から施行するとなっておりますけれども、専決処分しました3月30日が公布の日になるものでございます。

続きまして、次のページの専第4号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第12号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,737万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。平成24年3月30日、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。

第2表 地方債補正。起債の方法、それから利率、償還の方法につきましては、変更がありませんので朗読を省略させていただきまして、初めに災害復旧事業ということで、変更前が5,520万円、変更後が5,450万円ということで、70万円の減額でございます。これは、林道の災害復旧事業と土木施設の災害復旧事業で減額するものでございます。それから過疎対策事業、9,640万円から9,840万円にするものでございます。200万円の追加でございます。これにつきましては、官民協働の構築事業、それから高齢者の外出支援事業、美濃東部の負担金の部分、それから地籍の山林境界の明確化事業で、それぞれ補正をするものでございます。

次に、6ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきまして、8ページをお願いいたします。

2の歳入。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額が1万9,000円の減額。交付決定による減額でございます。

次に、11款2項6目の農林水産業費負担金、補正額が49万9,000円の減額でございます。土地改良施設の修繕工事の負担金42万5,000円、それから神付モデル茶園の整備負担金7万4,000円の減額でございます。いずれも事業費の確定による減額補正でございます。

13款1項11目災害復旧費国庫負担金、補正額93万3,000円の減額。林道の災害復旧費の国庫負担金でございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額が27万3,000円の減額でございます。村民センターの耐震工事の県の補助金24万5,000円の減額。それから、次のページへ行きまして、緊急雇用の特例基金事業費の補助金2万8,000円の減額。いずれも事業費の決定で交付額が決定されてきました。

6目の農林水産業費の県補助金65万1,000円の減額、土地改良施設の修繕事業の県の補助金56万7,000円の減額、それから森林地域の整備活動支援交付金8万4,000円の減額、いずれも事業費の確定による減額でございます。

3項2目総務費県委託金、補正額が4万9,000円の減額。1つは在外選挙人名簿登録の事務の委託金1,000円、それから統計調査のほうでは、厚生統計調査委託金5,000円の増額、経済センサスの委託金5万5,000円の減額。いずれも交付決定による補正でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額が49万円、総務費のほうでは、ふるさと思いやり基金への指定寄附金23万円でございます。それから民生費の指定寄附金では26万円で、社会福祉施設への指定寄附金でございます。3名の方でございます。

それから、18款1項1目繰越金、補正額249万1,000円の減額でございます。前年度繰越金でございます。

20款1項2目総務費、補正額が50万円の減額。官民協働の事業でございます。50万円の減額でございます。

3目の民生債20万円の減額。高齢者等外出支援事業で20万円の減額でございます。

6目の農林水産業債280万円の増額。美濃東部区域の農業用道路の負担金の部分でございます。

8目の土木債10万円の減額。山林境界の明確化事業でございます。

11目の災害復旧債につきましては、補正額が70万円の減額で、林道の災害復旧事業が20万円の減額、土木施設の災害復旧が50万円の減額でございます。

次に、11ページの歳出へ行きまして、2款1項1目の一般管理費、補正額が23万円でございます。総務一般管理費で、ふるさと思いやり基金への積立金でございます。先ほどの指定寄附金でUBS証券からの23万円いただいたものを積み立てるものでございます。

2目の文書広報費、補正額ゼロでございます。広報広聴活動のところの緊急雇用の補助金の確定による財源補正でございます。

5目の財産管理費、補正額がゼロでございます。行政情報化推進費のところの、ここも緊急雇用の確定による財源補正でございます。

6目の企画費、補正額がゼロでございます。ここも官民協働の過疎債の決定による財源補正でございます。

4項1目選挙管理委員会費、補正額ゼロでございます。選挙管理委員会費の在外選挙人の事務委託金の決定による財源補正でございます。

5項1目統計調査費、補正額がゼロ。厚生統計調査、経済センサス、いずれも委託金の決定による財源補正でございます。

次の12ページの3款1項3目の保健福祉費、補正額が26万円でございます。保健福祉費一般で、社会福祉施設整備基金の積立金というところですが、収入のほうで3名の方から指定寄附金がありました。それを積み立てるものでございます。

4目の老人福祉費、補正額がゼロでございます。高齢者等外出支援事業で、これも過疎債の決定による財源補正でございます。

6款1項3目農業振興費、補正額が30万2,000円の減額でございます。茶業振興対策事業の中で、まず委託料につきましては、神付のモデル茶園の測量設計委託料の減額、それから補助金のところでは、村単の茶樹改植の補助金、両方とも事業費の確定による減額でございます。

7目の農地費、補正額が177万6,000円の減額。農地総務費のところ、1つは農道の修繕工事の減額、それから県単の土地改良施設の修繕工事の減額、これは五加用水のことですが、両方合わせて177万6,000円の減額でございます。

次のページの2項2目林業振興費、補正額が11万4,000円の減額。森林整備地域活動支援交付金事業の支援交付補助金の減額でございます。これも額の確定による減額補正でございます。

8款1項2目地籍調査費、補正額ゼロでございます。地籍調査の補助対象外の事業のほうのところの過疎債の決定による財源補正でございます。

11款1項2目林業用施設災害復旧費、補正額が110万8,000円の減額でございます。台風15号災害の公共林道の災害復旧費の事業費の確定による減額でございます。

次の14ページに行きまして、2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額が31万5,000円の減額でございます。これは、台風ではなくて、道路の凍上災の災害復旧の部分でございます。事業費の確定による減額補正でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

専第5号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,139万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年3月30日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの補正予算事項別明細書、1. 総括を省略し、

7 ページの 2 の歳入から説明を申し上げます。

8 款 1 項 1 目指定寄附金、補正額11万円、診療所施設整備指定寄附金ということで、2 名の方から11万円の指定寄附をいただいたものでございます。

次に、8 ページの歳出ですが、3. 歳出。3 款 1 項 1 目基金積立金、補正額11万円。医療設備等の整備基金への積立金ということで11万円を積み立てるものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

専第 6 号、地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成24年 4 月 1 日、東白川村長。

1. 東白川村税条例の一部を改正する条例について。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が平成24年 4 月 1 日に公布されましたので、それにあわせて税条例を改正させていただくものでございます。

めくっていただきまして、東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。たくさん改正がありますけれども、まず村民税の申告、28条の 2 のところですが、所得税の確定申告をやらない方の場合に、村民税の申告が必要な人がここに書いてあるわけでございますけれども、給与所得のみの方とか年金のみで、ここに書いてあるような各種控除が必要でない方は申告書を提出する必要はございませんけれども、今までは年金受給者が寡婦控除を受ける場合についても申告が必要でございましたけれども、公的年金支払い報告書にそれがもう記載されるということになりますので、申告していただかなくても自動的に控除は受けられるということになります。

次のページへ行っていただきまして、第 7 条の 8 のところですが、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということですが、ここについては条文の整理を行ったものでございます。

それからその左のほうの、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義ということで、この特例が、今までは、平成21年度から23年度まででございましたけれども、また新たに 3 年間延長されまして、24年度から26年度まで特例が認められることになりました。

次のページの 8 条の 2 のところにつきましては、平成24年度は土地の評価がえで価格が変わったわけですが、これにつきましては、3 年間は固定されるというのが原則でございますけれども、著しい経済変動等で地価が上がったり下がったりした場合は修正もあり得るということで、前は22年度、23年度でしたが、来年度、再来年度についても修正がされることのあるという条文でございます。

次のページの第 9 条のところは、宅地等の固定資産税の特例で、4 分の 1 にするとか 6 分の 1 に

するとかという宅地の特例がございますけれども、これも平成23年度までで特例期限が切れましてけれども、また24年度から26年度までの3年間延長になりましたので、それに合わせて条文の整理が行われております。バブル時代には地価が非常に高くなりまして、評価額そのもので課税すると固定資産税が高くなってしまいうということで、年々調整してきておりましたけれども、今回につきましては、一般の宅地についてはその特例はもう廃止になりまして、商業地等についてのみ3年間の特例が延長されるということになりました。

それから、1枚めくっていただきまして7ページのところですが、今度は農地でございますけど、農地につきましても、評価額よりも安い価格で課税するという特例が以前からございますけれども、これにつきましても、23年度末で切れたものを3年間延長されることになりましたので、改正をさせていただきます。

次の8ページの12条の特別土地保有税でございますけれども、これにつきましても、2項のところ平成27年3月31日というところに線が引いてありますし、その手前にも、24年度から26年度ということで、ここにつきましても3年間特例期間が延長になっております。

9ページの第17条の2につきましては、新規に追加されたものでございますけれども、公益法人といえますか、前は民法で財団法人とか社団法人というのが以前は決まっておりましたけれども、一般社団法人というふうに移行しておりますけれども、その中で、図書館とか博物館、幼稚園を設置する一般社団法人、財団法人は、固定資産税の免除措置が受けられるというのが新たに追加されました。したがって、そういった法人が村内に図書館、博物館、幼稚園等を設置した場合に適用されることになる条文でございます。

10ページの第18条の2のところでございますけれども、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、土地、家屋の譲渡所得の3,000万円の控除の特例というのがありますけれども、これについては、一般には租税特別措置法では、譲渡してから3年、住むのをやめてから3年以内に譲渡しないとだめということでございますけれども、この震災特例法では、7年間特例が認められるということになりまして、これは新規に追加されたものでございます。

12ページですが、これも震災関係ですけれども、住宅借入金特別控除の適用期限の特例ということで、住宅取得控除を受けておった住宅がなくなると、税額控除を受けられないというのが原則でございますけれども、震災とか津波で住宅に居住できなくなっても、引き続き控除期間は税額控除が受けられるという特例でございます。

改正の内容は、大まかには以上のとおりでございます。

これが平成24年4月1日から施行ということになります。

続きまして、専第7号のほうへ行きたいと思いますが、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成24年4月1日、東白川村長。

1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

こちら、同じ地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づくものでございます。

めくっていただきまして、東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというので、附則に次の1項を加えるということで、新しく1項が加わるものがございます。これも先ほどの村税条例と同じように、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、3,000万円の控除の特例が3年間から7年間に延長されることになったことに伴う条文の追加でございます。

附則ですが、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから専第7号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第4、議案第39号 東白川村研修館設置条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第39号 東白川村研修館設置条例について。

東白川村研修館設置条例を別紙のとおり提出する。平成24年4月27日提出、東白川村長。

研修館につきましては、今までは倉庫というような取り扱いでございまして、設置条例がございませんでした。きめ細やかな交付金を申請するときに、消防団活動、それから子供会活動、シルバー人材の活動、それから倉庫等、多目的な構造にすることによって、世代交流や活性化を図るといような名目で交付金を申請しておりますので、それに従いまして、今回、設置条例を提出するものでございます。

主なところだけちょっと朗読させていただきたいと思います。

東白川村研修館設置条例。

(設置) 第1条 東白川村は、消防団活動、シルバー人材活動、子供会活動、隣接する運動施設の活動、倉庫等の多目的の用に供するため、研修館を設置する。

(名称及び位置) 第2条で、研修館の名称及び位置は、次のとおりとする。名称は東白川村研修館、東白川村神土508番地1。

管理につきまして第3条で、村が管理をすると。

4条では、使用の許可ということで、研修館を使用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならないと。

次のページの、使用の制限を第5条で、村長は次の各号の一に該当する場合においては、研修館の使用を許可しないことができる。研修館の管理上、使用上の支障があるときなどは許可はしないということでございます。

6条では、使用許可の取り消しということで、村長は、第4条の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、研修館の使用の許可を取り消し、または使用の停止を命ずることができるということで、例えばこの条例またはこの条例に基づく、また別の規則をつくるわけですけれども、それに違反したときなどでございます。

それから、第7条で使用料で、研修館を使用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。ただし、第1条の設置目的に使用する場合には、使用料の納入を要しない。また村長は、公益上、その他の特別の理由があると認める場合はこの限りでないということで、研修館は今までどおり使用していただきますので、特にそれを使って収入を得るとか、そういうものではございませんので、今までどおり行っていきたくと思います。

それから、原状回復の義務ということで第8条で、使用者は、研修館の使用を終了したとき、それから使用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に復さなければならないと。

それから、第9条では遵守義務ということで、いろんな器物を壊さないこととか、危険物を取り扱わないというようなことをここでうたっております。

それから、第10条で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると。

それから、別表第1で使用料を上げております。一般の使用料、1,000円というふうになっていますが、はなのき別館の情報室の使用料が1,000円ということでしたので、その額に合わせさせていただきました。通常どおりですと、今までどおりですと、消防のラッパのほうとか、倉庫のほうにつきましては、消防とかテニスとかゲートボールの方が使ってみえましたので、そこら辺につき

ましては使用料は一切いただきませんが、もし何か使われるときはこの額になるということですので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 東白川村研修館設置条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 東白川村研修館設置条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第5、議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,291万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年4月27日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算の補正、それから5ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページ、2の歳入。18款1項1目繰越金、補正額81万2,000円。前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額10万円。とうしんの地域振興協力基金の助成金が決定してまいりまし

た。3つほどございまして、つちのこフェスタに4万円、お松さま祭りに3万円、ぎふ清流国体関連事業で3万円と、合わせて10万円でございます。

それから8ページの3.歳出。3款1項4目老人福祉費、補正額84万2,000円。老人福祉費一般で84万2,000円で、せせらぎ荘の修繕工事というふうに書いてありますが、せせらぎ荘の地下タンクへの給油の配管が故障いたしまして、その修繕工事、それから、同じくせせらぎ荘の中のエアコンの修繕工事、2件でございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額が7万円。イベント支援事業で7万円でございます。イベント支援の補助金で、つちのこフェスタに4万円、お松さま祭りのほうへ3万円の、合わせて7万円の補正をするものでございます。

10款5項1目保健体育総務費、補正額ゼロでございます。ぎふ清流国体関連事業のところで、とうしんの助成金をいただきましたので、その財源補正をするというものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

とうしんから助成金という形でこのように10万円が入っているわけですが、それに対しての歳出に関しての出し方について、イベント支援については事業費の増額という形になっていますし、保健体育費については財源補正という形になっています。結局、寄附金を得たものを事業費の拡大に使っている場合と財源の差しかえに使っている場合の判断基準というのをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

商工費の地域づくりのほうですけれども、これは財源補正ではなくて増額補正ということでございますが、まずイベントのほうですけれども、特につちのこなんかはあれですけれども、年々来場者数がふえてまいりまして、それに伴いまして路上駐車等がふえてまいりまして。そうしたことから交通安全のほうは強化しなければならないという面と、もう1つは、これも来場者数の増加に伴いまして、いろいろな客層の方がお見えになって、そういった方に対する対応というものが非常に難しいということから、警備のほうに重点を置いて、それを強化していこうということで、主に警備費のほうへ充当していくということで、商工費につきましては増額ということでお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

教育費の保健体育費につきましては、財源補正を行っております。これ、24年度の当初予算の見積りに当たっては、ぎふ清流国体関連事業については大体の必要な予算額を決めておりました。当初、とうしんから来る補助金につきましては、当初から予定はしておりませんでした。こういう話を24年度に入ってからお聞きしましたので、清流国体関連のほうで申請をさせていただいたらお認めをいただいたということで、まだ暫定的な予算でございますので、追加になるのか、その辺のところはまだ未確定でありましたので、とりあえず受け入れだけの補正ということでやらせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

この辺は、寄附金等のいろいろ受け取った場合、その寄附金の使い道等で毎回苦慮されてみえるであろうということはお察しいたしますし、今回の場合ですと、商工費の部分に関しましては、財源が、このような助成金があってもなくても、本来ですと補正等を、要は事業費の増額は当然あつてしかるべきような内容の今御説明でした。保健体育費につきましては、まだ事業確定していないために、現段階では財源補正だけにとどめておくという説明でしたので、それにつきましては、今後の事業確定を見守りたいと思います。

なぜこの質問を最初に起こしましたかといいますと、今まで保健福祉ですとか社会福祉協議会ですとかにも、村民もしくは村外の方からの御厚意による寄附金等がどんどん行われております。その扱いについて、最近、いろんな疑問点をお聞きするようになりました。何が問題かといいますと、寄附が果たして本当に役に立っているのか。確かに財源としての収入になっているのは確かですが、寄附金があろうがなかろうが、一定の予算をつけて行われている事業に対して寄附が行われたときに、財源補正の場合に、それは果たして寄附金が十分に生かされたという評価が得られるものなのか、寄附金があろうがなかろうが、一定のものが行われている場合、それから逆に、寄附金があったおかげで財源が助かりましたよという、そういう2種類の方向があるんですが、これが混在として常に扱われているために、実は寄附を行った側からすると、果たしてこの寄附金というのは必要だったのか必要じゃなかったのか、逆に出したことによって役に立ったのか役に立っていないのかわかりにくい状態になっているものと思います。特に積立金等に回されている寄附金、もしくはふるさと納税みたいなものに関しましては、それが積立金がふえているから役に立っているんだというような、そういう行政側の説明と、寄附をされている側の、まだ使っていないのというタイムギャップ等の疑問もよく聞かれます。

それで、こういう助成金ですとか、御厚意でやられた収入に対しては、もう少し行政側は使い方をもっと吟味して、それから助成をしていただいた方に対する十分な説明が行われる形での使用、歳出を考えていただきたいと思いますが、この辺はちょっと、今後のことにつきまして、村長にお

聞きしたほうが良いと思いますけど、どんなものなのか。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりであると思います。ふるさと納税についても、かなりの金額がたまってまいりまして、少し23年度に使わせていただきましたし、24年度もまたいただけるというお話もありますので、今あるものをなるべく早く使って、寄附した方に、こういうふうに使いましたという報告ができるようにしていきたい、こんなふうに使っておりますので、また御指導願いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号及び議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第6、議案第41号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）から、日程第7、議案第42号 和解についてまでの2件を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第41号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,792万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年4月27日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正は朗読を省略させていただきまして、事項別明細書の総括も朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。3款1項1目繰越金、前年度繰越金、補正額12万3,000円。前年度の繰越金でございます。

次のページへ行きまして、3. 歳出。1款1項1目一般管理費、補正額12万3,000円。次に説明いたします和解に要する補償費の補正をお願いするものでございます。

次の議案に行きたいと思いますが、議案第42号 和解について。東白川村簡易水道施設（大明神浄水場）で起きた薬品漏えい事故について和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号に基づき議決を求めます。平成24年4月27日提出、東白川村長。

これにつきましては、去る3月16日に大明神の田口勝司さんより通報がありまして、勝司さんの池のアマゴとかコイ等が死んでいるし、井戸ののりもはがれてきている。また水も少し濁っているので調べてほしいという通報がございました。19日に池とか谷の周辺の塩素濃度等をはかったところ、一般の水道の浄水場の原水よりもさらに濃度の濃い2ppmほどの塩素濃度を検出いたしました。

したがって、この魚の死亡等は、浄水場から塩素が流れ込んだものであるというふうに判断をいたしまして、その後、施設を修繕したり、パイプ等で浄水場の排水がこちらへ流れていかないような措置を講じてまいりましたけれども、田口さんより被害届というのを提出していただきまして、それによりまして、魚の代金が6万2,400円、それからそのえさとか飼育等に要した管理費が6万円で、12万2,400円の被害があったという届け出を出していただきました。

したがって、次のような和解を締結したいということで、朗読させていただきます。

記1. 和解の相手方、岐阜県加茂郡東白川村越原2580番地、田口勝司氏。

2. 和解内容、1. 東白川村は、田口勝司氏に対して、ニジマス、アマゴ及びコイの時価相当額及び管理育成経費相当額として、補償費金12万2,400円を支払うものとする。2. 東白川村は、浄水場からの排水が田口勝司氏の池に流入することのないように、ホース等で措置するとともに、毎週2回行う浄水場の水質検査の折に排水に含まれる残留塩素濃度の測定を行うものとするということでございます。

ホース等で、先ほど申し上げましたように、措置するというようなことは、発生後すぐに行って、既に完了をしております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

和解については、村に落ち度があったというふうに私も解釈して、これだけの和解が成立するというのでございますので、理解はしているわけですがけれども、排水というものの考え方、一般的にいいますと、不要な水とか、正規の水ではないとか、私はそういうふうにちょっと理解するわけですがけれども、やっぱり排水を流すというか、そういったものについて、村としてもある程度何らかの規制を設ける、村民に対してそういう規制を設けるべきではないかと、ちょっとそういうふうにするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

その現場につきましては、地下から水がわき出ておりまして、谷に流れているということでございますけれども、浄水場の排水というよりも、浄水場の地下にあるパイプに亀裂が生じて、地中にそれはだんだん浸透していくようにもともとの設計となっておりますけれども、その地中すぐ近くところを地下水が流れていたということで、そこに流れてしまったものでございます。

したがいまして、今後は、フェンスといいますか、オイルフェンスのようなものがオイルタンクの周りにはつくることになっておりますけれども、そういったもので、地上にたまったままで地下へ浸透したり外へ流れていかないような措置を浄水場については講じたいなというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

そういうことで、万全の対策を講じるということでございます。万全であればそれでいいわけですがけれども、もしそこで何かまたそういう不祥事が生じた場合も、発生する危険も数%はあるかと思っておりますので、そういった排水がどうしても出るところには、やっぱり何か村民の方々にも、ここは排水がちょっと出るという危険性の表示というか、そういうものもやっぱり出しておいて、今度はその水を使われる方もそのことをある程度承知をして、今後対処してもらいたいなと思うわけですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

貯水槽から今出ている排水につきましては、今回とはちょっとルートが違っておりまして、少しずつ流れて出ておるのがありますけれども、そこにつきましては、出口の手前にコイなんかを飼っておりまして、もし有害なものが出たとすれば、死滅というか、それにわかるようになっておりますけれども、それについては薬品等は流れ込むことはないというふうに思っておりますけれども、

管理とか点検を徹底して、より一層安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）から、議案第42号 和解についてまでの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）から、議案42号 和解についてまでの2件については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第8、発議第1号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

それでは、発議第1号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について。右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成24年4月27日提出。提出者、服田順次、賛成者、今井保都、賛成者、安倍徹。東白川村議会議長 安江祐策様。

1ページめくっていただきまして、東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例。東白川村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。名称、常任委員の定数、所管事項。総務常任委員会、7人、総務課、村民課、地域医療センター、教育委員会に関すること。産業建設常任委員会、7人、産業建設課に関すること。

附則、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

その後にあります新旧対照表の最後のページを見ていただきたいと思います。

ここにありますように、ごらんになってわかりますように、右側の現行にあります総務常任委員

会が、今1つでございますので、これを左の改正されたところで、総務常任委員会、7名と、そして産業建設常任委員会、7名、これで所管する、アンダーラインの引いたところが所管するという
ことで所管事項ということで上げておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例
については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。10分間休憩をとります。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○副議長（今井保都君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま安江祐策君から、議長辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定
しました。

◎議長辞職の件

○副議長（今井保都君）

追加日程第9、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、安江祐策君の除斥を求めます。

〔議長 安江祐策君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

辞職願。

このたび、東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。平成24年4月27日、東白川村議会議長 安江祐策。東白川村議会副議長 今井保都様。以上です。

○副議長（今井保都君）

お諮りします。安江祐策君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

異議あり。

○副議長（今井保都君）

異議がありますので、起立によって採決します。

安江祐策君の議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立がありません。したがって、安江祐策君の議長の辞職は、許可しないことに決定しました。安江祐策君の除斥を解除します。

〔議長 安江祐策君 入場・着席〕

安江祐策君に、議長の辞職は許可されなかったことを報告します。

ここで、安江祐策君にごあいさつをいただきます。

○議長（安江祐策君）

ただいまは、議長職再任ということでお認めいただきまして、ありがとうございました。

昨年以来、議長職を拝命してから、早いもので本当に1年間がたちました。その間、本当にこの地元東白川村議会、議員の皆さん方のおかげで、とりあえず1年間何とかやってこれましたけれども、また昨年、そしてこの24年度と、ちょうど加茂郡の議長会長もこの東白川に来ております。そんな中で、今回そうしたことも考慮していただいて再任をお認めいただきましたことに、本当に感謝申し上げたいと思います。

また、その間、村長さんを初め行政の幹部の皆さんには、本当にとりあえず1年間いろいろと御指導いただきましたことも、あわせてお礼申し上げたいと思います。

そんなふうで、また平成24年度、引き続き議長職を拝命させていただきますし、また本当にこうしたい経験をさせていただいていることにも感謝申し上げたいと思います。これも本当に議員一人一人の皆さん方の協力がなければできませんし、そうしたことで、今それぞれ地方議会もいろいろ

ろと変わりつつある中で、この東白川村議会もまたこうしたことで将来に向けていろんな面を変えていかなければということも考えております。これはまた行政と議会一体でありますし、よく言われますように、車の両輪のごとくということで、つかず離れずということもありますけれども、幸いにしてこの東白川村は本当に今のところ大きな問題もなく、とりあえず進んでおります。そうした中で、また議会の皆さんも含めて、この村の将来のためにも、そして、今ぶち当たっています現状の問題も少しずつ解決しながら、皆さんの御協力を得ながらやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

再任のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

○副議長（今井保都君）

ここで暫時休憩とします。11時5分より再開をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま今井保都君から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10とし、議題としたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（安江祐策君）

追加日程第10、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、今井保都君の除斥を求めます。

〔副議長 今井保都君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

辞職願。

このたび東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願ひします。平成24年4月27日、東白川村議会副議長 今井保都。東白川村議会議長 安江祐策様。以上です。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。今井保都君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

異議あり。

○議長（安江祐策君）

異議がありますので、起立によって採決します。

今井保都君の副議長辞職を許可することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

起立がありません。したがって、今井保都君の副議長の辞職は、許可しないことに決定しました。

今井保都君の除斥を解除します。

[副議長 今井保都君 入場・着席]

今井保都君に、副議長の辞職が許可されなかったことを報告します。

ここで今井保都君にごあいさつをいただきます。

○副議長（今井保都君）

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、副議長に再任をしていただき、身に余る光栄に存じます。

これからは、地方が頑張る時代、東白川村みたいに小さな村ではございますが、まだまだやるべきことがたくさんあると思っております。その実現に向かって、微力ではございますが、安江村長を初め行政の皆様、そして議員の皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、一生懸命職責を果たしていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げ、お礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安江祐策君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして、常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

◎常任委員会委員の選任の件

○議長（安江祐策君）

追加日程第11、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

なお、常任委員会については、本日の発議第1号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例によって、産業建設常任委員会が加わりました。当議会は、総務常任委員会と産業建設常任委員会の2委員会となりました。全議員が総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第

7条の規定によって、1番 村雲辰善議員から、7番安江祐策議員までの全議員を指名したいと思
います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を総務常任委員会並びに産業建設常
任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に、議員控室にて各常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定によ
り、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてく
ださい。また、議会報の編集委員も決めてください。

暫時休憩とします。

午前11時10分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員
長の互選結果及び議会報編集委員の選任結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果、並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員
長の互選の結果、議会報編集委員の選任結果を報告いたします。

総務常任委員長に安倍徹議員、総務常任副委員長に樋口春市議員、産業建設常任委員長に服田順
次議員、産業建設常任副委員長に桂川一喜議員、議会報編集委員は、今井保都副議長、村雲辰善議
員、桂川一喜議員、樋口春市議員です。

なお、議会報編集委員長には、慣例により今井保都副議長が、同副委員長には村雲辰善議員が就
任されます。

以上で報告を終わります。

○議長（安江祐策君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長及び議会報編集委員が決
定しましたので、報告します。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追
加日程第12として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として議題
とすることに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（安江祐策君）

追加日程第12、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、4番 服田順次議員、5番 今井保都議員、6番 安倍徹議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、服田順次君、今井保都君、安倍徹君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。

なお、議長は、法第105条の規定に基づき、委員会に出席します。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（安江祐策君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に服田順次議員、同副委員長に安倍徹議員。以上のとおりです。

○議長（安江祐策君）

以上のとおり、議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成24年第1回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員